



おおき よしまさ
大木 義正 議員

県道42号矢吹・小野線の事故対策

答 県に対し町長自ら要望する

町長 道路関連事業等に対する要望については、毎年2回、県南建設事務所に対し私が直接、県道拡幅事業や歩道整備事業等を要望する機会があります。今年度は、6月28日に開催される予定となっておりますが、道路管理者である福島県に対し、「県道須賀川矢吹線」の神田西地区の道路拡幅や同路線の寺内地区バイパス工事等と併せて、当該路線の地域住民の要望、本路線

拡幅等の抜本的対策を要請してほしい。又、以前からこの区間に関しての要望を行っているが実施されません。県の対応について町長の考え方伺う。



県道42号線危険路線

町長 主食用米の生産数量目標の配分が廃止されれば、米の過剰作付けにより米価が下落し、結果的に農業所得の減少につながることが懸念されるため、県では30年以降の水田農業のあり方検討専門部会を立ち上げ、国内の主食用米必要生産量を

大木 平成30年産米から生産調整が廃止されるが、町としての生産数量の目安を設定する考えはあるのか。又、生産調整による補助金等の違いは生じてくるのか。矢吹町として、集団転作や減反を促すための独自の補助制度を設ける考えはあるのか伺う。

町長 基に各市町村の生産数量の目安を整理し、今後の取り組み方針や進め方について、各市町村に情報提供することになっている。町としてはその情報を基に町内両JAや関係機関等が一体となつて、国との支援策である「経営所得安定対策」に係る飼料用米など新規需要米の作付け、あるいはトマト、きゅうりなどの園芸作物や大豆等の導入拡大といった取り組み方針や進め方を生産数量の目安とともに示し、各農家へ情報提供することを検討している。

自主的な生産調整による補助金等の違いについては国の支援策で、ある。「経営所得安定対策」については、転作を達成した場合に交付される「米の直接支払交付金」が今年度をもって廃止となり、大半の農家が自主的に転作することは困難と予想される。ただし、達成、未達成にかかわらず、認定農業者や集落富農で作付けする大豆やソバ等に対する「畑作物の直接支払交付金」、飼料用米やWC用稻等の新規需要米の作付けに対する「水田活用の直接支払交付金」、町が選定した大豆や飼料用米等の作付けに対する「産地交付金」については30年度以降も継続して交付される予定である。

町政を問う（一般質問）

の危険性、及び抜本的な事故防止対策等の事業化について、強く要望していく。

答 国は平成30年から転作廃止 町、県は経営所得安定対策で！

コメの減反廃止に対する町の方針について